平成２５年（フ）第４９６７号
大阪府豊中市原田中１丁目６番７号
債務者　阿瀬　政之
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９７４号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番17―806号
債務者　土谷　貴志
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２７号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番８号
債務者　松下　昭子（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５０号
大阪市城東区中浜３丁目12番２号
債務者　古園　京子（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８１号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目５番20号107
債務者　水野　敏子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　鈴木　俊光
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１００号
大阪府豊中市三和町２丁目１番４―503号
債務者　西島　　昇
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０４号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―103号
債務者　山下　牧子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１２号
大阪府大東市灰塚１丁目11番13号　船本ハイツＢ棟103号
債務者　山下冨美子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２号
大阪府貝塚市北町17番20号、前住所大阪府泉南市信達市場2115番地の３
債務者　小井　信子（旧姓馬野）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
大阪府泉大津市式内町４番３号　ウインディア式内202号
債務者　石川　映子（旧姓明石）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
大阪府和泉市池田下町157番地の19
債務者　和田伊津子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
大阪府阪南市箱作2860番地の38
債務者　森内　一男
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目１番９号セジュール正木202
債務者　新村　博幸
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
佐賀県唐津市町田３丁目６番２号
債務者　小峰加奈子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９２号
佐賀県唐津市神田3302番地28
債務者　戸川由美子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５４０号
千葉県流山市大字東深井663番地の151　シンプルＡ―202
債務者　澁谷　惠治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５１号
千葉県柏市日立台２丁目２番13号　柏ときわ荘101号
債務者　穴澤　忠一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部